

小売供給約款

2025年4月1日実施
株式会社エネ・ビジョン

目 次

第 1 条 適用	4
第 2 条 本約款の変更	4
第 3 条 用語の定義	4
第 4 条 単位および端数処理	5
第 5 条 計量に関する取扱い	6
(1) 計量	6
(2) 計量不能の措置	6
第 6 条 燃料費等調整単価	6
第 7 条 需要場所	6
第 8 条 需給契約の単位	6
第 9 条 供給の単位	7
第 10 条 需給地点	7
第 11 条 力率	7
第 12 条 常時供給電力	7
(1) 契約電力	7
(2) 料金	7
第 13 条 予備電力	8
(1) 契約電力	8
(2) 料金	8
第 14 条 自家発補給電力	8
(1) 契約電力	8
(2) 料金	8
(3) 定期検査・定期補修の取扱い	9
(4) 自家発補給電力の使用	9
(5) 自家発補給電力の最大需要電力	9
(6) 自家発補給電力の使用電力量	10
(7) その他	10
第 15 条 契約超過金	11
第 16 条 電気料金の算定および支払条件	11
(1) 電気料金	11
(2) 電気料金の算定期間	11
(3) 日割計算	11
(4) 支払方法	11
(5) 請求書の開示	11
(6) 支払期日	12
(7) 支払い遅延の際の措置	12
(8) 支払過誤の場合の措置	12

第 17 条	お客さまの協力	12
(1)	力率の保持	12
(2)	立ち入り業務への協力	12
(3)	電気の使用に伴うお客さまの協力	12
(4)	施設場所の提供	13
(5)	保安等に対するお客さまの協力	13
(6)	需要情報の通知	13
第 18 条	供給の停止	13
第 19 条	給電指令の際の措置	14
第 20 条	契約の変更または解約	14
(1)	契約電力の変更	14
(2)	契約の解約	15
(3)	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	15
(4)	料金単価の変更	15
第 21 条	工事費等の負担	16
(1)	供給開始に伴う工事費等負担	16
(2)	契約変更に伴う工事費等負担	16
(3)	設備の位置変更に伴う工事費等負担	16
(4)	契約変更後に解約する場合の工事費等負担	16
(5)	その他	16
第 22 条	損害賠償	16
(1)	損害賠償	16
(2)	損害賠償の免責	16
第 23 条	不可抗力	17
(1)	不可抗力による免責	17
(2)	不可抗力による解約	17
第 24 条	契約解除	17
第 25 条	管轄裁判所	17
第 26 条	連絡体制	17
第 27 条	守秘義務	17
第 28 条	契約終了後の取扱い	18
第 29 条	反社会的勢力の排除に関する条項	18
第 30 条	取次契約の場合における準用・読替え	19
附	則	21
別	紙	23

第1条 適用

この小売供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社との電気需給契約書に基づき、当該電気事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧又は特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約書と本約款とを併せて「本契約」といいます。なお、当社が電磁的方法を用いて（当社が開設する指定ウェブサイトに掲載する方法による。）、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項及び同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供することについてご承諾いただいたお客さまについては、本約款中当該事項にかかる部分についても当該電磁的方法を用いて提供することをご承諾いただいたものとします。

本約款は、2025年4月1日より適用いたします。

第2条 本約款の変更

当該電気事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の本約款によります。

なお、本約款に規定する事項のうち、電気事業法施行規則第3条の12第1項各号及び同規則第3条の13第2項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

第3条 用語の定義

以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1) 当該電気事業者

電気を受電するお客さまの需要場所を供給エリアとする旧一般電気事業者、一般送配電事業者または配電事業者を指します。

(2) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(4) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(5) 需要電力

30分間の平均電力（30分間の電力量÷0.5時間）

(6) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、当該電気事業者によって設置された各30分ごとの需要電力の最大需要電力計により計測された値をいいます。

(7) 常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。全量供給契約に基づく場合と分割供給契約に基づく場合があります。

(8) 自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電気をいいます。

(9) 予備電力

常時供給電力に係る契約（全量供給契約又は分割供給契約）における特約に基づいて、お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の 2 種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(10) 臨時電力

供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間もしくは、電気需給契約書の使用開始日から使用満了日までを対象として使用が 1 年未満となる電気をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法第 28 条第 1 項および第 29 条の規定により課される消費税ならびに地方税法第 72 条の 82 および第 72 条の 83 の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間、夜間

電気需給契約書に記載した、当該電気事業者の約款等によります。

(13) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかわる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限り）をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

当該電気事業者の定める標準約款および託送供給等約款等に準じます。

(15) 給電指令

お客さまの電気の使用について、当該電気事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下の通りといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット (1 kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は 1 キロワット時 (1 kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は 1 パーセント (1 %) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 計量に関する取扱い

(1) 計量

お客さまが使用する電力量、最大需要電力、力率および供給電力は、当該電気事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は 30 分ごとの需要電力毎に計測いたします。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として 3 % の損失率によって修正した値を用います。ただし、電気需給契約書により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

(2) 計量不能の措置

当該電気事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

第6条 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は電気需給契約書に記載した、当該電気事業者の約款等によります。

第7条 需要場所

需要場所は、当該電気事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。原則として、1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは、柵 (植木を含む)、塀、溝、その他の有体物である構築物によってその他の区域と客観的かつ明確に区分された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

第8条 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

イ 1 需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合

ロ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき。

ハ 当該電気事業者の託送約款等に定める分割供給の場合

第9条 供給の単位

当社は、当該電気事業者の託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

第10条 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、当該電気事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

第11条 力率

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

第12条 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、供給開始日を含む月の前 12 カ月間における最大需要電力の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、契約更新時の契約電力は原則としてその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(2) 料金

常時供給電力の 1 月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金を合計した金額といたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合）、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

ロ 電力量料金

電力量料金は、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量} \times (\text{その時間帯ごとに定めた電力量料金単価} + \text{燃料費等調整単価} + \text{附則 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金})$$

ハ ENV 市場連動メニューの電力量料金

附則 2 によります。

第 13 条 予備電力

(1) 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、予備電力の使用が常時供給電力の使用と異なる場合は、予備電力によって使用される負荷設備、受電設備または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものといたします。

(2) 料金

予備電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金を合計した金額といたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 % の計量損失率で修正したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、以下の算式により算定される金額とします。

基本料金 = 予備電力の契約電力 × 基本料金単価

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

第 14 条 自家発補給電力

(1) 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

自家発補給電力の 1 カ月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計した金額といたします。なお、使用時基本料金単価、未使用時基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力と基本料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

(a) 自家発補給電力使用時

基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 使用時基本料金単価 × (1.85 - 力率 / 100)

(b) 自家発補給電力未使用時

基本料金 = 自家発補給電力の契約電力×未使用時基本料金単価

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、以下の算式により算定される金額といたします。

電力量料金 = 自家発補給電力の使用電力量×(電気需給契約書に定めた電力量料金単価+燃料費等調整単価+附則 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(3) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の 1 カ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。なお、定期検査または定期補修は、できる限りせん頭期間(7 月、8 月、12 月および 1 月といたします。)をさけて実施していただくものといたします。ただし、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(4) 自家発補給電力の使用

イ お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

ロ 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合、その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給電力の契約電力または常時供給電力の最大需要電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ハ 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合、自家発補給電力の使用期間中であっても 30 分ごとの需要電力において常時供給電力の契約電力または常時供給電力の最大需要電力を超えないときは、その 30 分間は自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は原則として自家発補給電力の契約電力とします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その 1 カ月の自家発補給電力の使用時間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその 1 カ月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

ただし、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下のイ～ハによるものとします。

イ 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力 - 常時供給電力の契約電力

ロ 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 自家発補給電力の契約電力

ハ 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力

= 総需要の最大需要電力 × 自家発補給電力の契約電力 ÷ (常時供給電力の契約電力 + 自家発補給電力の契約電力)

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次のイ～ハにより算定するものとします。

イ 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力の使用期間中の使用電力量
- (基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則としてあらかじめ負荷の実績に応じてお客さまと当社との協議で定めた以下(a)～(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途お客さまと当社との協議で定めるものとします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前 3 カ月間における常時供給分の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力

ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、以下の(a)または(b)とします。

(a) 自家発補給電力使用期間中の計量時間ごとに、前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

(b) 自家発補給電力使用期間中の 30 分ごとの電力量から常時供給電力の契約電力の 1/2 または常時供給電力の最大需要電力の 1/2 を差し引いた値の合計値を自家発補給電力の使用電力量とします

ハ 上記イおよびロにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。この場合の自家発補給電力の

30 分ごとの電力量は自家発補給電力の最大需要電力の 1/2 の値を超えないものとします。

(7) その他

- イ お客さまは、当社が必要に基づき求めた場合には、電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出することとします。
- ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

第 15 条 契約超過金

契約超過金は、常時供給電力および自家発補給電力の最大需要電力が常時供給電力および自家発補給電力の契約電力を超過した場合、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれに適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5$$

第 16 条 電気料金の算定および支払条件

(1) 電気料金

電気料金は、第 12 条（常時供給電力）(2)、第 13 条（予備電力）(2)、第 14 条（自家発補給電力）(2)および第 15 条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額とします。

(2) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合
- ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で双方が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

(3) 日割計算

当社は、上記(2)イ、ロに定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

- イ 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{該当月の日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまには次の方法にて支払っていただきます。原則として支払方法は振込みとなり、支払に要する費用はお客さまに負担していただきます。

(5) 請求書の開示

当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求額およびその内訳を記載した請求書を原則として、算定期間の翌月 10 営業日までに当社指定ウェブ上へアップロード致します。

(6) 支払期日

お客さまの電気料金は、算定期間の翌月末日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社に支払っていただきます。ただし、翌月の末日が金融機関等の休業日の場合は、その前営業日を支払期日といたします。

(7) 支払い遅延の際の措置

お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(8) 支払過誤の場合の措置

当社は、お客さまにお支払いいただいた額に過不足があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社にお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第 17 条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

イ 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 %以上に保持していただきます。

ロ 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および当該電気事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および当該電気事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該電気事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

(4) 施設場所の提供

お客さままたは当社が、当該電気事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には場所を無償で提供していただきます。

(5) 保安等に対するお客さまの協力

イ お客さまは以下の場合には、当社および当該電気事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

- (a) お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該電気事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- (b) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該電気事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが当該電気事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該電気事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電気事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該電気事業者および当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、当該電気事業者と協議していただきます。
- ハ 必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該電気事業者とで協議していただきます。

(6) 需要情報の提供のお願い

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第 18 条 供給の停止

(1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまについて電気の供給の停止を当該電気事業者に依頼することがあります。

- イ お客さまの責めに帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまが需要場所内の当該電気事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電気事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 当該電気事業者以外の者が需要場所における当該電気事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合、供給停止の 5 日前までに予告いたします。

- イ お客さまが電気料金を支払期日から 1 カ月を超過してもなお支払わない場合
 - ロ 本約款によって支払いを要することとなる電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (3) お客さまが以下のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社はそのお客さまについて電気の供給の停止を当該電気事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 第 17 条（お客さまの協力）(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ニ 第 17 条（お客さまの協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合

ホ その他お客さまが本契約に反した場合

(4) 上記(1)から(3)の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当社は電気の供給の停止を当該電気事業者へ依頼することがあります。

(5) 当社がお客さまに適正契約への変更および適正な電力使用実態への改善を求めた場合に、その修正に応じて頂けないときには、当社は当該電気事業者へ供給の停止を依頼することがあります。

(6) 上記(1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に当該電気事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼致します。

第 19 条 給電指令の際の措置

(1) 当社は、以下の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 当該電気事業者の供給設備（当該電気事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ 当該電気事業者の供給設備（当該電気事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ 非常変災の場合

ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電気事業者が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合

(2) 上記(1)の場合には、当社または当該電気事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 上記(1)イ、ロまたはニによって、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行いません。

(4) 予備電力の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行いません。

(5) 上記以外の給電指令の際の措置は当該電気事業者の定める標準約款および託送供給等約款等に準じます。

第 20 条 契約の変更または解約

(1) 契約電力の変更

イ 電気需給契約書の締結日以降、供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。

また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況から判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

ロ お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の 6 週間前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の了承を得るものとします。

ハ 前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内に行われる場合に

は、お客さまは供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力の料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比率で按分した値といたします。なお、臨時電力の料金単価は第12条（常時供給電力）(2)、第13条（予備電力）(2)および第14条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価（基本料金単価及び電力量料金単価）を1.2倍したものといたします。

ニ 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

(2) 契約の解約

イ 本条(4)ロに定める場合、及び第23条（不可抗力）に定める場合を除き、お客さまは、本契約締結日以降、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として本契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

ロ お客さままたは当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の3カ月前までに相手方にその旨を文書にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た該当月の3カ月後の月の末日を解約日として本契約を解約することができます。ただし、双方の合意により、該当月から3カ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。

ハ お客さまからの申し出による本条(2)ロの解約が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは、供給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力の料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。また、解約日が該当月の中途の場合は、第16条（電気料金の算定および支払条件）(3)に定める日割計算に従って算定いたします。なお、臨時電力の料金単価は第12条（常時供給電力）(2)、第13条（予備電力）(2)および第14条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価（基本料金単価及び電力量料金単価）を1.2倍したものといたします。

ニ 当社は、原則として、上記により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(3) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、本契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

(4) 料金単価の変更

当社は、当該電気事業者の電気料金が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、需給契約における新たな料金単価を定めることができます。

イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下、新料金単価適用開始日といいます。）をお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の2カ月前までに、当社に対

して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

第 21 条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

本契約に基づき供給開始に当たって、当社が当該電気事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が当該電気事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが当該電気事業者の設備にかかわる工事等を当該電気事業者に依頼し、当社が当該電気事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約変更後に解約する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で当該変更した契約を解約した結果、当社が当該電気事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該電気事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

また、お客さまが電気の供給を従前受けていた小売電気事業者との契約に基づき、その小売電気事業者から解約に伴う臨時精算金等の請求を受けることがあり、これもお客さまの負担となります。

第 22 条 損害賠償

(1) 損害賠償

イ 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。

ロ お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

ハ お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、需給契約および本約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2) 損害賠償の免責

イ 第 18 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または第 20 条（契約の変更または解約）もしくは第 21 条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には、当社

はこれによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ロ 第 19 条（給電指令の際の措置）(1)によって電気の供給を中止し、または、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すべき事由によるものでないときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ハ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 23 条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、相互に損害賠償責任を負わないこととします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第 24 条 契約解除

(1) お客さまおよび当社は、相手方が以下のいずれか 1 つでも該当する場合、または該当するおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます。ただし、当社が解除する場合には、15 日以上予告期間を置いて解除予告通知をするものとします。

イ 本契約の不履行の場合

ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあった場合

ハ 支払停止の状態に陥った場合

ニ 手形不渡処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ お客さまが電気料金の支払期日を 1 カ月経過してもなお支払わない場合

ヘ お客さまが本契約に基づき支払い義務を負う電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(2) 前項の規定により当社が契約を解除した場合において、当該解除が供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となるときは、20 条 (2) ハの規定を準用します。この場合においても、第 22 条（損害賠償）(1) ロ及びハの適用を妨げません。

第 25 条 管轄裁判所

本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 26 条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとしたし

ます。

第 27 条 守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、本契約（但し本約款を除く）および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して当該電気事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は除きます。
- (2) 前項の規定に拘らず、当社は、適切な秘密保持契約を締結した第三者に対し、本契約に関する事務の委託等を行うに伴って、お客さまに関する情報等を提供する場合があります。
- (3) 本条の規定は本契約終了後も 1 年間有効に存続するものとします。

第 28 条 契約終了後の取扱い

本約款の効力は、需給契約の終了と同時に消滅します。ただし、本契約に基づいて発生した料金支払義務その他の債権債務については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第 29 条 反社会的勢力の排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまおよび当社は、第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告

その他何等の手續を要することなく、本契約を将来に向けて解約することができます。なお、お客さまおよび当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約します。

第30条 取次契約の場合における準用・読替え

1. 本約款は、需給契約がお客さまと取次者（当社との契約に基づき、お客さまとの需給契約の締結の取次を行う者をいいます。以下同じ）の間において締結される場合について準用するものとします。
2. 前項の場合において、本約款のうち次に掲げる部分は、それぞれ次のとおり読み替えるものとします。
 - (1) 第1条中「当社との電気需給契約」とあるのは、「当社の指定する取次者との電気需給契約」と読み替えます。
 - (2) 第1条中「当社が電磁的方法を用いて」とあるのは、「当社の指定する取次者が電磁的方法を用いて」と読み替えます。
 - (3) 第2条中「お客さまに」とあるのは、「取次者を通じてお客さまに」と読み替えます。
 - (4) 第5条(2)中「当社」とあるのは「取次者」と読み替えます。
 - (5) 第12条(1)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (6) 第13条(1)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (7) 第14条(1)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (8) 第14条(3)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
 - (9) 第14条(4)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
 - (10) 第14条(6)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (11) 第14条(7)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (12) 第16条(3)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (13) 第16条(4)は、「電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまには取次者の定める方法にて支払っていただきます。」と読み替えます。
 - (14) 第16条(5)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
 - (15) 第16条(6)は、「お客さまの電気料金は、取次者の定める支払期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、取次者の定める方法によって、取次者に支払っていただきます。」と読み替えます。
 - (16) 第16条(7)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (17) 第16条(8)中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
 - (18) 第17条(1)乃至(4)中「当社」とあるのは、いずれも「当社もしくは取次者」と読み替えます。
 - (19) 第17条(5)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
 - (20) 第17条(6)中「当社」とあるのは、「当社もしくは取次者」と読み替えます。
 - (21) 第18条(1)中「当社は」とあるのは、「取次者は当社を通じて」と読み替えます。
 - (22) 第18条(2)中「予告いたします」とあるのは、「当社は取次者を通じて予告いたします」と読み替えます。
 - (23) 第18条(3)中「当社が」とあるのは、「取次者が」と、「当社は」とあるのは、「取次者は当社を通じて」と、それぞれ読み替えます。

- (24) 第 18 条(4)中「当社は」とあるのは、「取次者は当社を通じて、又は、当社は」と読み替えます。
- (25) 第 18 条(5)中「当社が」とあるのは、「取次者が」と、「当社は」とあるのは、「取次者は当社を通じて」と、それぞれ読み替えます。
- (26) 第 18 条(6)中「当社」とあるのは、「取次者は当社を通じて」と読み替えます。
- (27) 第 19 条(1)中「当社」とあるのは、「当社もしくは取次者」と読み替えます。
- (28) 第 19 条(2)中「当社または当該電気事業者は」とあるのは、「取次者または当社あるいは当該電気事業者は」と読み替えます。
- (29) 第 20 条(1)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (30) 第 20 条(2)ロは、「お客さまが本契約の解約を希望する場合には、取次者の定める方法にて解約することができます。」と読み替えます。
- (31) 第 20 条(2)ハ中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (32) 第 20 条(2)ニ中「当社は」とあるのは、いずれも「取次者は当社を通じて」と読み替えます。
- (33) 第 20 条(4)中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (34) 第 21 条中「当社」とあるのは、いずれも「当社もしくは取次者」と読み替えます。
- (35) 第 22 条(1)イ中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (36) 第 22 条(1)ロ中「当社」とあるのは、いずれも「当社または取次者」と読み替えます。
- (37) 第 22 条(1)ハ中「当社に支払うべき」とあるのは、「取次者に支払うべき」と、「当社は」とあるのは、「取次者は」と、それぞれ読み替えます。
- (38) 第 22 条(2)中「当社」とあるのは、いずれも「当社または取次者」と読み替えます。
- (39) 第 23 条中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (40) 第 24 条中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
- (41) 第 26 条中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
- (42) 第 27 条中「当社」とあるのは、「取次者」と読み替えます。
- (43) 第 29 条中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。
- (44) 附則 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金中「当社」とあるのは、いずれも「取次者」と読み替えます。

附 則

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金にかかわる計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金にかかわる計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金にかかわる計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金にかかわる計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 ENV 市場連動メニュー電力量料金の算定方法

(1) ENV 市場連動 A 電力量料金の算定

需要場所の位置する一般送配電事業者が定める最終保障約款 A の単価によるものといたします。
環境価値は当社が算定したものといたします。

(2) ENV 市場連動 B 電力量料金の算定

需要場所の位置する一般送配電事業者が定める最終保障約款 B の単価によるものといたします。
環境価値は当社が算定したものといたします。

(3) 上記以外の ENV 市場連動電力料金

基本料金単価，電力量料金単価等の供給条件は電気需給契約書に定めるものといたします。

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当該電気事業者の定める標準約款および託送供給等約款等に準じます。

別紙

関係法令一覧

・第1条適用

電気事業法第2条の13第2項

小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

電気事業法第2条の14第1項

小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

・第2条 本約款の変更

電気事業法施行規則第3条の12第1項各号

法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一 当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号

二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三 当該小売電気事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

五 当該小売供給契約の申込みの方法

六 当該小売供給開始の予定年月日

七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

八 燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金の変動する場合にあつては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

十 前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

- 十一 第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容
- 十二 当該小売供給契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあっては、これらの値又は決定方法
- 十三 供給電圧及び周波数
- 十四 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 十五 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法
- 十六 一般送配電事業者又は配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあっては、託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項
- 十七 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間
- 十八 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給契約の更新に関する事項
- 十九 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法
- 二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容
- 二十一 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 二十二 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容
- 二十三 当該小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項
- 二十四 その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が小売電気事業者が行う小売供給（その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。）に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その内容及び根拠
- 二十五 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあっては、その内容
- 二十六 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

電気事業法施行規則第 3 条の 13 第 2 項各号

法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該小売電気事業者の登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨
- 三 前条第一項第三号から第二十六号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）
- 四 供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。）

・第 3 条 用語の定義

消費税法第 28 条第 1 項

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

消費税法第 29 条

消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（軽減対象課税貨物を除く。） 百分の七・八
- 二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 百分の六・二四

地方税法第 72 条の 82

地方消費税については、第二十条の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

地方税法第 72 条の 83

地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条第 1 項

小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

・附則

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条第 2 項

前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項

前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 37 条第 1 項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 37 条第 5 項

経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 37 条第 6 項

経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号

事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合